

やまのべ

みんながつながる 協働のまち やまのべ
～未来につなぐ 自慢のまち～

主な内容

○精神に障がいのある方が利用できる
各種制度について（2ページ）

慰問
ライブ
in
やまのべ
荘



携帯サイト

モバイルやまのべ町
<http://www.town.yamanobe.yamagata.jp/mobile/>



▲ 2月8日に町出身の歌手である^{あおやま}青山ひかるさん（東高橋出身）が、やまのべ荘の利用者を元気づけようと慰問に訪れました。
（関連記事…9ページ）

精神に障がいのある方が利用できる 各種制度について紹介します

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある場合に、その程度によって1級から3級までの等級（1級がより重い）で手帳を取得できます。

障害基礎年金

国民年金に加入中、または20歳前（年金に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間で日本に住んでいる間）に初診日のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にある時に支給されます。

※年金の納付状況などの条件が設けられています。

※厚生年金に加入していた場合、もしくは、初診日が国民年金第3号被保険者期間であった場合は、お近くの年金事務所での手続きになります。

交通機関におけるサービス

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、バス料金、国内航空運賃等の割引が受けられます。※手帳に写真が貼付されていることが必要です（一部割引対象外となる場合もありますので、各会社まで問い合わせください）。
- ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの場合、町で実施している福祉タクシー券または福祉給油券が利用できます。

減免制度

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、申告や年末調整により所得税・町県民税（住民税）の所得控除が適用になります。また、手帳の等級やその世帯の所得状況によって、自動車税・軽自動車税やNHK放送受信料の減免を受けることができます。

各種手当

◇特別障害者手当（障害児福祉手当）

精神の障がいのほかに、身体や知的など障がい重複している場合や、常時介護が必要な重度の障がいがある場合で、在宅での生活に特別の介助を必要とするときに支給されます。

◇特別児童扶養手当

精神や身体に中度または重度の障がいがある20歳未満の児童の養育者に支給されます。

医療制度

◇自立支援医療

精神の障がい通院している医療費が1割になる制度です。所得に応じてさらに上限額があります。精神障害者保健福祉手帳がなくても利用できます。

◇重度心身障がい（児）者医療

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合、所得の条件によって、保険対象の医療費の助成が受けられます。

◇後期高齢者医療

65歳から74歳までの方で精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの場合は、後期高齢者医療制度への加入を選択することができます。

福祉サービス

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障がいにより日常生活が困難になった場合は、ヘルパーの利用や、一般就労が困難になった場合は、就労施設が利用できます。

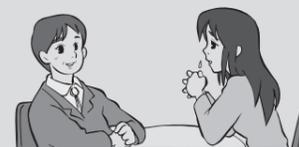
一人で悩まないでください

町では、精神の障がいや悩みを持った方が集える場を次の機関に委託しています。

悩みの共有や息抜きに、ぜひご利用ください。利用する場合は、町への申請が必要となります。保健福祉課福祉係（役場1階②番窓口）にご連絡ください。
※精神障害者保健福祉手帳が必要です。

委託機関

- 地域活動支援センター おーる
（山形市城南町2-4-25）



《ヘルプマークをご利用ください》

ヘルプマークは、外見ではわかりづらい障がいなどのある方が携帯することで、社会活動を行いやすくするものです。

配布対象者

社会生活において配慮や援助を必要としている方（障がいや障害者手帳の有無は問いません）

配布場所

- ・保健福祉課
- ・保健福祉センター



ヘルプマーク

ヘルプマークを付けた方には、電車などで席を譲る、困っている場合は声をかけるなどの配慮をお願いします。

詳しくは、町ホームページ「くらしのできごと」でご確認ください

問合せ 保健福祉課 福祉係 ☎（667）1107

令和2年度 町税等納期一覧表【保存版】

問合せ 税務課 収納対策室 ☎(667) 1105

税額を記入して
ご活用ください

	税目期別				納期限
	軽自動車税 (種別割)	町県民税	固定資産税	国民健康保険税、 介護保険料、後期 高齢者医療保険料	
4月	全期 円				4月30日(木)
5月			1期 円		6月1日(月)
6月		1期 円			6月30日(火)
7月			2期 円	1期 円	7月31日(金)
8月		2期 円		2期 円	8月31日(月)
9月				3期 円	9月30日(水)
10月		3期 円		4期 円	11月2日(月)
11月				5期 円	11月30日(月)
12月			3期 円	6期 円	12月28日(月)
1月		4期 円		7期 円	令和3年 2月1日(月)
2月			4期 円	8期 円	令和3年 3月1日(月)

※年金・給与から引き落としにより各種税目を納付している方は、上記納期限とは別になります。

お忘れなく! 転入転出などの届出は14日以内に

問合せ 町民生活課 住民係 ☎(667) 1109

3月と4月は年間を通して、もっとも異動の多い時期ですが、異動の際に転入や転出などの届け出をしないと、異動先で住民サービスを受けることができなくなります。また、居住地で投票を行うためにも、進学・就職する18歳以上の方は忘れずに届け出をしましょう。

届出種類	届出期間	持参するもの
転入届	町に住み始めてから14日以内	転出証明書、印かん、医療保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード、個人番号通知カードまたはマイナンバーカードなど
転出届	引っ越しの14日前から引っ越しするまで	印かん、医療保険証など
転居届	引っ越してから14日以内	印かん、医療保険証、住民基本台帳カード、個人番号通知カードまたはマイナンバーカードなど
世帯主変更届	世帯主や続柄など、世帯構成に変更があったときから14日以内	印かん、医療保険証

届出者は、原則本人または世帯主の方です。代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。また、届出者の本人確認のため、免許証やマイナンバーカード（紙製の通知カードを除く）などの提示をお願いします。

※住民基本台帳カード、マイナンバーカードをお持ちの方は、暗証番号を入力する必要があります。



報告に来庁された渡辺代表監査委員(右)

表彰を受けられた方を紹介します

町代表監査委員を務めている渡辺俊博さんわたなべとしひろ（沢寺）が、山形県町村監査委員協議会から表彰を受けました。

渡辺さんは、平成26年から5年にわたって、町の代表監査委員として職務にあたり、町の振興発展と県町村監査委員協議会の発展への貢献が称えられての受賞となりました。

消費生活相談窓口から

問合せ 政策推進課 情報統計係
(消費生活相談窓口)
☎(667)1110

スマートフォンビギナーのトラブル回避入門

進学・進級でスマートフォン(スマホ)を初めて使うみなさん。便利で楽しくてついつい夢中になっていませんか？だからこそ、「トラブルなんて自分は大丈夫」という過信は禁物！「まさかの犯罪・トラブル」に巻き込まれないために、スマホと上手に付き合しましょう。

《チェック》

- フィルタリングサービスについて店頭で説明を聞いていない
- 家庭で利用ルールについて話し合っていない
- メール受信に受信制限を設定していない
- アプリをダウンロードするときに利用規約はめんどろで読まない
- ソーシャルメディア利用のルールやマナーは知らない
- ついつい夢中になって長時間使っている

チェックがついた人は要注意！スマホの使い方を見直しましょう。



アドバイス



《保護者の方へ》

- ①利用者が18歳未満の場合には、契約時にフィルタリングサービスを受けるよう、法律で定められています。「不要申出」をする場合は、利用者によく話し合い、判断してください。
- ②家庭内で話題にし、一方的に決めず利用者が納得いくルール作りをしましょう。ルールが合わなくなったら、見直しの話し合いをしましょう。

《利用者のみなさんへ》

- ①迷惑メール防止のために、指定したドメインやアドレスからのみの受信設定をしましょう。
 - ◇身に覚えのないメールを受信した場合
 - ・メールを開かない。
 - ・メールに記載されたURLをクリックしない。
 - ・要求があっても個人情報を入力しない。
 - ・相手に連絡は絶対しない、不審・不安な場合は家の人に相談する。
 - ②アプリのダウンロードは、内容に関係ない情報を必要としないか、など許可・同意の画面をしっかり確認し、信頼のおけるサイトからダウンロードをしましょう。
 - ③ルールやモラルを守って利用しましょう。
- ※一度投稿したものは、たとえ削除したとしても完全に消えるものではありません。
- ④寝る前や夜中の使用は、画面からの光で覚せい作用・興奮作用があり、睡眠障害など健康面に影響があるとされています。
 - ・うつむき姿勢が「スマホ肩」の原因にもなります。
 - ・長時間画面を見続けることで、眼精疲労やドライアイの原因となるほか、「スマホ老眼」になる若者が急増しています。

消費生活相談窓口(役場2階)、各公民館で「電気通信サービスQ&A」を配布しています。

～ 消費者行政推進の表明 ～

町では、みなさんが安心、安全に暮らせるまちづくりを目指し、消費者行政について、今後とも消費生活相談窓口を設置し、みなさんが抱えるさまざまな悩みや不安について、解決に向けた助言をしていきたいと考えています。消費生活をめぐるトラブルなどありましたら、ぜひ、相談窓口をご利用ください。

山辺町長 遠藤直幸



軽自動車税(種別割)

納める方

4月1日現在、町内で原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有または使用されている方です。

登録・廃車・名義変更の手続き

◆原動機付自転車

原動機付自転車(総排気量が125cc以下)と小型特殊自動車は、役場税務課町民税係へ

登録に必要なもの…車名・形式・車台番号・総排気量・印かん

廃車に必要なもの…標識・標識交付証明書・印かん

名義変更に必要なもの…標識・標識交付証明書・印かん



◆軽自動車

・三輪・四輪は、軽自動車検査協会山形事務所(山形市立谷川三丁目3553、☎050-3816-1835)へ

・軽二輪(126ccから250ccまでの二輪車)は、東北運輸局山形運輸支局(山形市大字漆山字行段1422-1、☎023-686-4711)へ

◆二輪の小型自動車

二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)は、東北運輸局山形運輸支局へ

町民税

納める方

1月1日現在、町内に住所のある方、もしくは町内に事務所、事業所または家屋敷を持っており、その所在する町内に住所がない方

- ・町内に住所のある方…均等割と所得割を納めます。
- ・町内に事務所、事業所または家屋敷を持っており、その所在する町内に住所がない方…均等割を納めます。

納める額

均等割…原則として所得のある方に均等に課税されるもので、町民税3,500円、県民税2,500円となります。

所得割…前年中の所得から所得控除を引いた残額に税率を用いて計算します。

固定資産税

1月1日現在、土地・家屋・償却資産(これらを総称して固定資産)を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定されます。

納める方

固定資産税を納める方は、原則として固定資産の所有者です。

国民健康保険税

病気やケガの治療にかかった医療費は、医療機関の窓口で支払う自己負担分、国や県などの補助金、そしてみなさんの保険税でまかなわれています。

納める方

原則は世帯主が納付の義務者です。世帯主が国保ではなく職場の健康保険に加入している場合でも、家族に一人でも国保の加入者がいれば、納付の義務者は世帯主となります。

納める額

加入している方の所得に応じた所得割額、加入する人数に応じた均等割額および一世帯当たりの平等割額を合算した額です。

介護保険料

介護が必要となったときに、安心して介護サービスを受けるためのものです。その財源の一つとなっているのが、みなさんの介護保険料です。

納める方

65歳以上の方から介護保険料として負担していただきます。

後期高齢者医療保険料

高齢者の方の医療制度を支えていくために、75歳以上の方から負担していただく保険料です。

納める方

75歳以上の方(障がいのある方は65歳以上の方)全員から納付していただきます。



やまのべ荘

青山ひかるさんが熱唱

町出身歌手の青山ひかるさん（東高橋出身）が2月8日、やまのべ荘を訪問。約40人の利用者を前に、持ち歌「人生チャチャチャ」や美空ひばりメドレーなど8曲を披露しました。握手やトークでふれあいながら熱唱し、元気を届けました。



利用者とともに楽しいひと時を過ごしました



力を合わせて全力で楽しんだ綱引き

みんなですんべ！雪遊び
大人も子どもも雪を楽しむ

2月9日に中公民館で『みんなですんべ！雪遊び』が開催されました。今年は例年に比べて雪が少なかったものの、雪上での綱引きやストラックアウト、二人三脚競走など、地域の人々で交流しながら雪遊びを楽しみました。



それぞれの願いをのせたスカイランタンが夜空へ

まんだらの里・雪の芸術祭2020
雪と光の芸術祭

作谷沢ふれあい自然館周辺で2月8日に『まんだらの里・雪の芸術祭2020』が開催。雪の造形作品展示や地元小中学生による民話創作劇のほか、スカイランタンの打ち上げなどが行われ、多くの人で賑わう雪の祭典となりました。

男女共同参画講座

仕事も生活も「お互い様」

2月26日に中央公民館でワーク・ライフ・バランスをテーマにした男女共同参画講座を開催。グループで「男らしさ」「女らしさ」の気づきのワークに取り組み、仕事と生活のバランスや、家庭や地域での役割を見つめ直しました。

▼年齢・性別入り混じったグループで情報共有



講師の有川富二子さんは、山形県男女共同参画推進員として活動しています



①Nobe鬼が安国寺にやってきた！
②「びっくりした…」迫力満点の豆まきを終えて一枚



ココロの節分～のべおに ききいっぱつ～
鬼と弱いココロをやっつけろ！

『第6回ココロの節分』が2月2日に開催されました。ココロの節分とは、Nobe鬼と呼ばれる町特有の鬼たちが、節分の豆まきを通して、子どもたちの健全な成長を願うことを目的としています。

第1部は、安国寺に集合した約40人の子どもたちが、Nobe鬼に向かって力いっぱい豆を投げ、自分の弱いココロと一緒にNobe鬼を退散させました。

第2部では、Nobe鬼が町内8軒の自宅を襲来！子どもたちは突然やって来たNobe鬼に驚きながらも、記憶に残る迫力満点の豆まきをしました。

山辺小学校
こんにゃくのおもてなし

2月5日に本町・駅前・仲町通りで行われた旧暦の初市で、山辺小4年2組の児童が、買い物客に手作りのこんにゃくを振る舞いました。

このクラスでは、今年度初めから総合の授業でこんにゃくについて学習。山形県で古くから食べられてきたこんにゃくについて興味を持ち、製造店で作り方を学ぶなど、理解を深めてきました。

学習の成果を発表しようと、初市の開催に合わせてこんにゃくの振る舞いを企画。コンニャク芋から作った特製の手作りのこんにゃくで、訪れた多くの買い物客をもてなしました。

児童手作りのこんにゃく ▶



こんにゃく作りで学んだことを町の人に説明

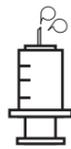


■ 赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれて2カ月以内に全家庭を訪問します。赤ちゃんの体重を一緒に測ったり、予防接種や保健事業（乳幼児健診など）について説明します。事前に日時の調整をしますので、よろしくお願ひします。

■ 予防接種

乳幼児の定期予防接種は2カ月から始まります。町外医療機関で接種を希望の場合は、接種券が必要になります。病院に予約した後、保健福祉センターで申請してから接種をお願いします。



育児・発達に関する相談（予約可）

■ 言語聴覚士による個別相談

1歳6ヶ月健診、3歳児健診と一緒に個別相談を実施しています。どなたでも利用することができます。日程・時間の調整をしますので、事前にご連絡ください。

内容（例）

- ・言葉が遅いかも
- ・子どもとの関わり方が分からない…

■ ママとベビーの健康相談（個別助産師相談）

毎月乳幼児健診と一緒に助産師による個別相談を行っています。妊娠中、出産後など心配なことがある方はご利用ください。

内容（例）

- ・妊娠中の生活で聞きたいことがある…
- ・出産後のことが心配で…
- ・おっぱいトラブルになりやすくて…
- ・母乳は足りているのかな…？

妊婦さんに関すること

■ 母子手帳交付（受付：午後1時30分～2時）

期 日			
4月	6日(月)	10月	5日(月)
	20日(月)		19日(月)
5月	11日(月)	11月	2日(月)
	18日(月)		16日(月)
6月	1日(月)	12月	7日(月)
	15日(月)		21日(月)
7月	6日(月)	令和3年1月	4日(月)
	20日(月)		18日(月)
8月	3日(月)	令和3年2月	1日(月)
	17日(月)		15日(月)
9月	7日(月)	令和3年3月	1日(月)
	28日(月)		15日(月)



※交付日に都合の悪い方は事前にご相談ください。

持ち物／妊娠届出書、印かん、マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、個人番号通知カードなど）、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

■ パパママ教室

1日目は妊娠による体や気持ちの変化とバランスのとり方についての話と運動、2日目は助産師の話と沐浴体験などを行います。パパママだけでなく、ご家族の方、育児担当予定の方もぜひご参加ください。

	期 日		対 象
	1日目	2日目	
1回目	4月17日(金)	5月16日(土)	令和2年8月～11月出産予定者
2回目	8月14日(金)	9月12日(土)	令和2年12月～令和3年2月出産予定者
3回目	12月18日(金)	令和3年1月9日(土)	令和3年3月～7月出産予定者

令和2年度 母子保健事業予定表【保存版】

母子保健事業の年間日程です。母子手帳を必ずお持ちになり、保健福祉センターまでお越しください。健診日時、場所など変更になる場合もありますので、詳しくは直近の「広報やまのべ」 「お知らせ版」をご覧ください。

■ 乳児健診

- ・3ヶ月児（受付：午後1時～1時10分）
- ・9ヶ月児（受付：午後1時10分～1時20分）

ママとベビーの健康相談（助産師個別相談）、保育士による手遊び活動も実施しています。

期 日	対 象	
	3ヶ月児	9ヶ月児
4月8日(水)	令和元年12月生	令和元年7月生
5月13日(水)	令和2年1月生	令和元年8月生
6月3日(水)	令和2年2月生	令和元年9月生
7月1日(水)	令和2年3月生	令和元年10月生
8月5日(水)	令和2年4月生	令和元年11月生
9月2日(水)	令和2年5月生	令和元年12月生
10月7日(水)	令和2年6月生	令和2年1月生
11月4日(水)	令和2年7月生	令和2年2月生
12月2日(水)	令和2年8月生	令和2年3月生
令和3年1月6日(水)	令和2年9月生	令和2年4月生
令和3年2月3日(水)	令和2年10月生	令和2年5月生
令和3年3月3日(水)	令和2年11月生	令和2年6月生

■ 3歳児健診（受付：午後1時～1時20分）

期 日	対 象
5月20日(水)	平成28年7月～9月生
7月15日(水)	平成28年10月～12月生
9月16日(水)	平成29年1月～3月生
11月18日(水)	平成29年4月～6月生

■ 5歳すくすく健診（受付：午後2時～2時10分）

年中児を対象に町内の幼保の先生、教育委員会と協力し行っています。発達に関する個別相談も行っています。

期 日	対 象
6月24日(水)	平成27年4月2日～6月生
9月30日(水)	平成27年7月～9月生
12月9日(水)	平成27年10月～12月生
令和3年3月10日(水)	平成28年1月～4月1日生

■ 1歳6ヶ月児健診（受付：午後1時～1時10分） ■ 2歳6ヶ月児歯科健診（受付：午後1時30分～1時40分）

持ち物／歯ブラシ

期 日	対 象	
	1歳6ヶ月児	2歳6ヶ月児
4月15日(水)	平成30年8月、9月生	平成29年10月、11月生
6月17日(水)	平成30年10月、11月生	平成29年12月、平成30年1月生
8月19日(水)	平成30年12月、平成31年1月生	平成30年2月、3月生
10月21日(水)	平成31年2月、3月生	平成30年4月、5月生
12月16日(水)	平成31年4月、令和元年5月生	平成30年6月、7月生
令和3年2月17日(水)	令和元年6月、7月生	平成30年8月、9月生

■ 2歳児歯科健診（受付：午後1時～1時10分） ■ 3歳児歯科健診（受付：午後1時30分～1時40分）

持ち物／歯ブラシ

期 日	対 象	
	2歳児	3歳児
5月27日(水)	平成30年4月～6月生	平成29年4月、5月生
7月29日(水)	平成30年7月、8月生	平成29年6月、7月生
9月9日(水)	平成30年9月、10月生	平成29年8月～10月生
11月25日(水)	平成30年11月、12月生	平成29年11月、12月生
令和3年2月24日(水)	平成31年1月～3月生	平成30年1月～3月生

■ 離乳食教室

対象は個別通知をご覧ください。年3回を予定しています。離乳食に関する相談は随時受け付けていますので、いつでもご連絡ください。

お知らせ

INFORMATION

●町へのご意見・ご質問をお寄せください。

〒990-0392 山辺町緑ヶ丘5 『広報やまのべ』係

☎ (667) 1110 Fax (667) 1112

E-mail : kouhou@town.yamanobe.yamagata.jp

*いただいたお便りは広報紙に掲載させていただく場合があります。

*差出人が不明のものは、掲載・回答はできません。

*匿名希望の場合でも、住所・氏名を忘れずにお書き添えください。

指定の小型家電を回収します

町では資源の確保と有効活用のために、指定の小型家電を回収しています。限りある資源を大切に利用していきましょう。みなさんの協力をお願いします。

回収方法／町民生活課生活環境係（役場1階①番窓口）または、毎月旧役場で行っている資源回収で回収しています。

※旧役場での回収は、4月から毎月第2土曜日となります。**対象品目**／下表のとおりです。詳しくは、3月15日号の広報紙と一緒に配布した「どんどんリサイクル！」のチラシをご確認ください。



延長窓口実施日が変わります

現在、毎週火曜日と木曜日に証明書交付など一部業務の受付を午後7時まで延長して行っていますが、令和2年4月から延長窓口の実施日を変更します。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

実施日／令和2年3月まで…毎週火・木曜日
令和2年4月以降…毎週火曜日

～ 証明書の土日交付を行っています ～

住民票の写し、印鑑証明書、納税・所得・課税証明書、固定資産税にかかわる各種証明書は、土日曜日・祝日も交付していますので、ぜひご利用ください。事前予約が必要となります。金曜日（祝日の場合にはその前日）の午前8時30分から午後5時までの間に電話でご予約ください。

予約・問合せ

〈住民票の写し、印鑑証明書に関して〉

町民生活課住民係 ☎ (667) 1109

〈納税・所得・課税証明書、固定資産税にかかわる各種証明書に関して〉

税務課収納対策室 ☎ (667) 1105

回収する小型家電の種類 旧役場または町民生活課窓口へお持ちください

携帯電話・スマートフォン (充電機含む)	電話機・子機 (ダイヤル式を除く)	ファックスプリンター	デジタルカメラ (フィルムカメラは対象外)	ビデオカメラ	据置型・携帯型ゲーム機(コントローラ含む)	ラジオ ラジオカセ
パソコン (ブラウン管は除く)	外付ハードディスク	DVD/BDレコーダー ビデオデッキ	デジタルオーディオプレーヤー	MPプレーヤー CDプレーヤー	その他 ●電子辞書 ●ヘッドホン ●ACアダプタ ●充電器 ●ICレコーダー ●タブレット ●ケーブル類 ●ファックス ●USBメモリ ●カーナビ ●メモリーカード ●フープロ	

【注意事項】 次の点にご注意ください。
 ●電池類は取り外してください。 ●回収物は確実に処理されますが、機器内の個人情報は可能な限り消去してください。
 ●家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)は対象となりませんので、適正に処分してください。

町民生活課生活環境係
問合せ
☎ (667) 1109

お知らせ インフォメーション

『資源回収』で身近なエコ活動を

町では、集団資源回収を行う団体に奨励金を交付しています。ぜひご利用ください。**対象**／町内会、子ども会、学校PTAなど
申請方法／令和2年度に資源回収を行う予定がある団体は、実施前に資源回収実施計画書を町民生活課生活環境係（役場1階①番窓口）に提出して

ください。
※各団体が行う集団資源回収の日程などについては、それぞれの学校や団体に問い合わせください。
※町では、ごみの減量化およびリサイクルを推進するため、新聞紙、ダンボール、雑誌、雑がみなどの古紙類は資源物として回収しています。
申請・問合せ
町民生活課生活環境係
☎ (667) 1109

町有地を一般競争入札で売り払います

希望する方は総務課で配布、または町ホームページに掲載している募集案内を参照のうえ、申し込みください。
売払地／山辺町大字山辺字境ノ目2723番1
面積／5,085.00㎡
最低売却価格／8,847万9,000円
申込み期間／3月16日(月)～4月24日(金) 午前8時30分～午後5時15分
入札日時／5月18日(月) 午後1時30分
入札場所／役場3階委員会室(1)
申込み・問合せ
総務課財産管理係
☎ (667) 1111

後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計をもとに、2年ごとに見直しを

行っており、令和2・3年度の保険料率は、次のように改定します。
【保険料率】
▽所得割額
所得に応じて負担していた
だく分を算定する際の割合
8.68%（変更前8.01%）
▽均等割額
加入者から公平に負担して
いただく分 4万3,100
円（変更前4万1,100円）
▽賦課限度額
年間保険料の最高額64万円
（変更前62万円）
※国の制度見直しにより、保
険料の軽減特例も変更されま
す。
※保険料の詳細は、7月に保
険料額決定通知書とともに送
付するリーフレットに記載し
ます。
問合せ
税務課町民税係
☎ (667) 1105

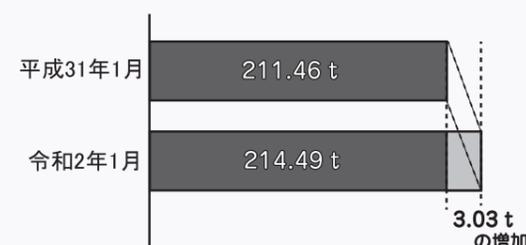


みんなでごみを減らしましょう!

町民生活課 生活環境係
☎ (667) 1109

1月は前年同月より、もやせるごみの量が増えています。分ければ“資源”、まぜれば“ごみ”です。ごみの分別と削減に努めましょう。

【令和2年1月のもやせるごみ量】



※平成31年1月との比較：+3.03 t
（家庭系：-1.17 t、事業系：+4.20 t）

自転車保険加入が義務づけられます

県民のみなさんが、自転車事故のない安全で安心して暮らせる社会を実現するため、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定しました（令和元年12月24日施行）。交通ルールの遵守やマナーの向上を図るとともに、万一の事故に備えるため、自転車保険への加入が、7月1日から義務づけられます。

問合せ

山形県消費生活・地域安全課
☎(6630)2682

固定資産価格等縦覧のお知らせ

令和2年度の固定資産税の課税の基となる土地や家屋の価格などが縦覧できます。縦覧は一筆（一棟）ごとの縦覧帳簿によって行い、納税者のみなさんが所有する土地や家屋の評価額のほか、町内の土地や家屋の評価額も縦覧



することができません。

また、縦覧期間中は、土地や家屋などを所有者ごことにとめた名寄帳についても、納税義務者の方は、自分の所有・管理する資産を閲覧することができます。

縦覧や閲覧（無料）の際は、納税通知書・課税明細書・賃貸借契約書・免許証など、身分を確認できるものをご持参ください。

※代理人の場合は同意書または委任状が必要となります。

縦覧期間／4月1日（水）～6月1日（土）・日曜日・祝日を除きます

受付時間／午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所／税務課（役場1階④番窓口）

問合せ

税務課固定資産税係
☎(667)1105

コミュニティバスに広告を出してみませんか？

やまのべコミュニティバスは、町内全域をくまなく回り、乗客はもちろん、動く広告媒体として対外的なアピール性も高い効果が期待できます。掲載位置はバス（定時定路線用）の車内、車外の各箇所です。企業や商店の紹介、イベント告知などにご活用ください。

掲載位置／車内（額面ポスター、シートポケット、つり革）、および車外（後部1カ所、側面各2カ所）、路線図（時刻表）

規格、掲載期間および掲載料／下表のとおりです。なお、3カ月以上連続して掲載する場合は、割引制度があります。

申込み方法／申込書に掲載原稿などを添えて提出してください。申込書は町ホームページからダウンロードできます。郵送での申し込みも可能です。

申込み期限／掲載を希望する4週間前

※路線図、つり革については別途ご相談ください。

- その他**／
- 掲載内容について公共性を損なうもの、公序良俗に反するものなど内容によっては掲載できないものがあります。
 - 申し込み多数の場合は、選考となります。
 - 掲載内容については、広告主が責任を負ってください。
 - 広告物の作成および設置は、町と協議のうえで広告主が行ってください。



広告掲載の位置など	規格など	掲載期間	掲載単位	広告掲載料（円）		備考	
				町内	町外		
車内	額面ポスター	日本工業規格B3判まで（364mm×515mm）	1カ月	2枠	500	700	最大6単位（12枠）まで
	シートポケット	日本工業規格A3判まで（297mm×420mm）	1カ月	1個	200	300	1ポケット20枚まで（18ポケット）
	つり革	町指定のもの	1年	1個	5,000	7,000	
車外	側面	1,200mm×600mm	1カ月	1枠	8,000	9,000	最大2枠まで
	後部B	1,200mm×250mm	1カ月	1枠	3,000	4,000	
運行路線図（時刻表）	47mm×74mm	ダイヤ改正（路線変更）まで	1枠	8,000	12,000		

※町内とは、広告主の住所または主たる事務所が町内にあることをいいます。

※2つ折りの場合は、10枚までとします。冊子はA4判まで上記広告掲載料の2割増しとなります。

申込み・問合せ 町民生活課生活環境係 ☎(667)1109

狂犬病予防注射を実施します

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。最寄りの会場でお受けください。

料金／いずれも1頭あたり
▽予防注射のみ：3,300円
▽登録と予防注射：6,300円
※昨年度よりそれぞれ100円値上がりしています。

日程・場所

実施日	時間	場所
4月10日（金）	午前9時～（30分間）	中央公民館
	午前10時～（10分間）	中支所
	午前10時20分～（10分間）	作谷沢支所
	午前10時40分～（10分間）	畑谷公民館
4月12日（日）	午前8時30分～（40分間）	山辺東部公民館
	午前9時30分～（30分間）	大寺公民館
	午前10時20分～（20分間）	相模公民館
	午前10時50分～（30分間）	保健福祉センター
	午後0時20分～（40分間）	中央公民館

持ち物／
▽登録済みの方：通知はがき
▽新規登録の方：印かん

その他／
・狂犬病予防法により、犬の飼い主には「犬の登録」と「年1回の狂犬病予防注射」が義務づけられています。
・会場には犬を押さえられる大人が犬を連れてきてください。
・予防注射は1頭1針で実施し、使い回しはしていません。

問合せ 町民生活課生活環境係 ☎(667)1109

●町へのご意見・ご質問をお寄せください。

〒990-0392 山辺町緑ヶ丘5 『広報やまのべ』係

☎(667)1110 Fax(667)1112

E-mail:kouhou@town.yamanobe.yamagata.jp

*いただいたお便りは広報紙に掲載させていただく場合があります。

*差出人が不明のものは、掲載・回答はできません。

*匿名希望の場合でも、住所・氏名を忘れずにお書き添えください。

『危険物取扱者試験』『消防設備士試験』の実施について

次のとおり危険物取扱者試験、消防設備士試験を実施します。

《危険物取扱者試験》

	種類	区分	実施日	受付期間 (書面申請)	試験会場	結果発表
前期	・甲種 ・乙種(全類) ・丙種	第1回	6月6日(土) 午前中	4月13日(月)~23日(木)	山形工業高校	7月1日(水)
		第2回	6月20日(土) 午前中	4月27日(月)~5月11日(月)	米沢工業高校 鶴岡工業高校	7月15日(水)
		第3回	7月4日(土) 午前中	5月18日(月)~28日(木)	酒田光陵高校	7月29日(水)
		第4回	7月25日(土) 午前中	6月8日(月)~18日(木)	山形ビッグウイング 新庄神室産業高校	8月19日(水)
後期	・甲種 ・乙種(全類) ・丙種	第5回	10月10日(土) 午前中	8月31日(月)~9月10日(木)	山形工業高校 酒田光陵高校	11月4日(水)
		第6回	10月24日(土) 午前中	9月7日(月)~17日(木)	米沢工業高校	11月18日(水)
		第7回	11月7日(土) 午前中	9月28日(月)~10月8日(木)	山形ビッグウイング	12月2日(水)
		第8回	11月21日(土) 午前中	10月5日(月)~15日(木)	新庄神室産業高校 鶴岡工業高校	12月16日(水)
		第9回	12月19日(土) 午前中	11月2日(月)~12日(木)	山形工業高校 酒田光陵高校	令和3年 1月20日(水)
		第10回	令和3年 1月23日(土) 午前中	11月30日(月)~12月10日(木)	山形ビッグウイング	令和3年 2月10日(水)

※電子申請は、書面申請の3日前から受け付けを開始し、書面申請より3日前に受け付けを終了します。

※乙種は高校生も受験できます(所定の4種類の乙種免状取得者は甲種も受験可)。

《消防設備士試験》

	種類	区分	実施日	受付期間 (書面申請)	試験会場	結果発表
前期	・甲種(全類) ・乙種(全類)	第1回	5月23日(土) 午前中	4月6日(月)~16日(木)	山形ビッグウイング	6月24日(水)
		第2回	9月5日(土) 午前中	7月27日(月)~8月6日(木)	山形ビッグウイング 庄内JAビル	10月14日(水)
後期	・甲種(全類) ・乙種(全類)	第3回	11月28日(土) 午前中	10月19日(月)~29日(木)	山形流通団地会館	令和3年 1月6日(水)
		第4回	令和3年 1月16日(土) 午前中	11月30日(月)~12月10日(木)	山形ビッグウイング 庄内JAビル	令和3年 3月10日(水)

※電子申請は、書面申請の3日前から受け付けを開始し、書面申請より3日前に受け付けを終了します。

※乙種は高校生も受験できます(電気工事士免状取得者は甲種も受験可)。

受験申請方法/電子申請(インターネット)、書面申請(持参・郵送)

申請・問合せ (一財)消防試験研究センター山形県支部 ☎(631)0761

果樹剪定枝の適切な処理にご理解をお願いします

果樹剪定枝の適切な処理方法は、山形市のエネルギー回収施設(立谷川)で有料処分する方法や、町発行の冊子「ごみの分け方・出し方」で示されている方法で処分することができます。

このほか、町内でも果樹剪定枝の有料回収・再生利用の取り組みを次のとおり実施します。果樹剪定枝を木質資源として有効活用し、環境に配慮した果樹産地「やまのべ」をつくるため、みなさんのご協力をお願いします。

なお、野焼きについては、法令により原則禁止とされています。

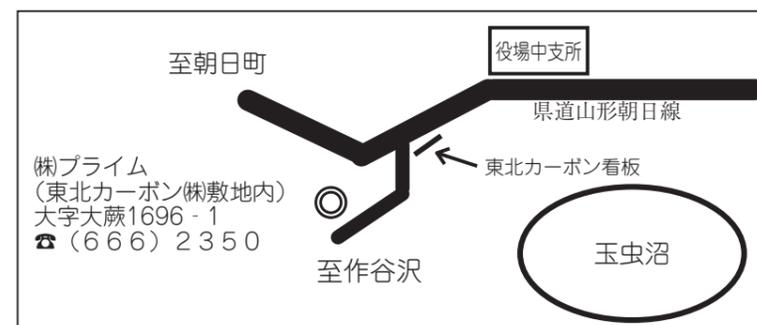
回収期間/3月16日(月)~4月24日(金)(受入時間:平日の午前9時~正午、午後1時~4時)

場所/株式会社プライム(大蔵1696-1 東北カーボン(株)敷地内)

金額/10kgあたり165円(税込)

注意事項/処理の都合上、剪定枝の太さは30cm未満のものとし、また、結束する際は、縄または麻ひもを使用してください。

受入れできないもの/①太さ30cm以上の枝 ②抜根 ③土・泥のついてる枝 ④腐敗しているものや葉のついた枝 ⑤庭木の剪定枝 ⑥ビニールひもなど、縄・麻ひも以外で結束した枝



問合せ

産業課担い手支援係

☎(667)1106

つくってみよう!マイナンバーカード

今後ますます活用が広がるマイナンバーカードをつくってみませんか?



↑申請方法

▽カード交付について
町民生活課住民係 ☎(667)1109

▽マイナンバーについて
総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

感染症の予防として、手洗い・うがい、アルコール製剤などによる手指消毒をこまめに行いましょう。咳やくしゃみが出るときは、マスクやティッシュ、ハンカチで口や鼻をおさえるなど、咳エチケットの協力をお願いします。

電話相談窓口

- ・村山保健所 保健企画課 ☎(627)1100
- ・厚生労働省コールセンター ☎0120-565653 (フリーダイヤル)

新型コロナウイルス
関連について

登録制メール（登録サイトアドレス） 一度の登録で、町の災害情報などをメールで入手できます。
（登録時、メール受信時などに発生する通信料は、登録した方の負担となります。）

登録サイトアドレス (PC)	https://service.sugumail.com/yamanobe/member/
登録サイトアドレス (携帯・スマートフォン)	https://service.sugumail.com/yamanobe/ ※右のQRコードをご利用ください。



防災放送自動音声応答電話番号 ☎ (629) 0011 毎月1日の午後7時にサイレンが鳴ります

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気づいた場合は、次の方法で訂正することができます。

また、確定申告をしなればならないのに、確定申告することができるだけ早く申告するようになっています。

○税額を多く申告していたとき
「更正の請求」をして正しい税額への訂正を定めることができます。

更正の請求書に必要事項を記載し、法定申告期限から5年以内に、納税地の所轄税務署に提出してください。

○税額を少なく申告していたとき
「修正申告」をして正しい税額に修正するとともに、新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに、延滞税も含めて納めてください。

なお、修正申告をする場合には、加算税が賦課される場合があります。

長期療養者の就職支援

がん・肝炎・糖尿病などの疾病により、長期にわたる治療を受けながら働くことをお考えの方の就職相談を行っています。ハローワークでの窓口相談のほか、県立中央病院でも毎月2回出張相談を実施しています。

問合せ
ハローワークやまがた 長期療養担当
☎ (684) 1521 41#

国家公務員「国税専門官採用試験」 (大学卒業程度)

仙台国税局では、バイタリティあふれる国税専門官を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署などにおいて、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

お知らせ インフォメーション

○確定申告を忘れていたとき
確定申告の必要があるのに、確定申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告してください。

申告が遅れた場合には、加算税が賦課される場合があります。また、延滞税も含めて納付しなければなりません。ご注意ください。

※詳しくは、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) をご覧ください。

問合せ
山形税務署
☎ (622) 1611

山形警察署七日町交番の機能移転について

県民会館の閉館に伴い、七日町交番機能を一時、緑町交番に移転します。

移転日/3月26日(木)

問合せ
山形警察署
☎ (627) 0110

新規就農支援研修生を募集します

これから農業を始めようとする方を対象にした新規就農支援研修を開催します。希望する方は、県立農林大学校研修部まで問い合わせのうえ、農林大学校または村山総合支庁農業技術普及課へお申し込みください。

研修期間/1年間(令和2年4月~令和3年3月)
募集人数/50人
研修先/農業関係試験研究機関、先進農業経験者、農林大学校など

研修内容/講義および作業による基礎的知識と技術の習得、各種農業機械免許および資格の取得など

受講料/無料(ただしテキスト、傷害保険、宿泊などにかかる経費は自己負担)

申込み期限/3月31日(火)
申込み・問合せ
・県立農林大学校研修部
☎ 0233(22) 8794
・村山総合支庁農業技術普及課
☎ (621) 8277

受験資格

- 平成2年4月2日~平成11年4月1日生まれの方
- 平成11年4月2日以降生まれで次に掲げる方
 - 大学を卒業した方および令和3年3月までに大学を卒業する見込みの方
 - 人事院が(1)に掲げる方と同等の資格があると認める方

申込み方法/国家公務員試験採用情報NAVI (https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html)
第一次試験日/6月7日(日)

問合せ
仙台国税局人事第一課試験研修係
☎ 022(263) 1111

町県民税(住民税)申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町県民税(住民税)申告期限について、次のとおり延長します。

【広告】

3月までお申込みの方にワンランク上の屋根・外壁塗装サービス
例えば…シリコン塗料でお申込みの場合、耐久年数の良い二液形シリコン塗料になります

☎ 023-664-5468 有限会社 飛塚塗装店

町税等の納付は、簡単・便利な口座振替で

税務課収納対策室 ☎ (667) 1105

- ◆利用可能な金融機関
山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、東北労働金庫、山形農業協同組合、ゆうちょ銀行
- ◆口座振替できる町税等
町県民税(普通徴収のみ)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等

『広報やまのべ』に広告を掲載しませんか?

政策推進課 情報統計係 ☎ (667) 1110

料 金/▽1枠(縦50mm横88mm以内)あたり
町内事業所… 8,000円
町外事業者… 10,000円

※3枠以上の掲載申込みの場合、料金が割引になります。

申込み/申込書(町ホームページからダウンロードできます)と原稿を政策推進課へ提出してください。

締切り/毎月15日(掲載は翌月号以降)

※公序良俗に反する内容の広告や、政治活動・宗教活動に関する広告、意見広告または個人的宣伝に関する広告は掲載できません。
※広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとします。
《ホームページへのバナー広告も募集しています!!》



ふるさとに美しい音色を響かせて

『第15章やまのべ童謡音楽祭 広げよう みんなの歌ごえ ふるさとに』が、2月23日に中央公民館で開かれました。今回は全19団体1個人が参加したほか、ゲストに町出身の声楽家・佐藤容子さん・寛子さん姉妹のシュガーシスターズ、ピアニストの大沼美紀さんが登場。音楽祭をすてきな歌声(演奏)で包みこみました。

参加者のみなさん

- 武田勇治郎を詩う ベっきの会
- 三浦道子さん
- 障がい者自立支援センター「あおぞら」
- やまのべ女声合唱団「ミ・フォーレ」
- 10ホールファンキーズ
- 学校法人後藤学園 やまべ幼稚園年長ばら組
- やまのべ少年少女合唱団
- 山辺町立安達峰一郎記念保育所
- 佐藤容子with会田常義
- 近江コーラス シュークリーム
- リーナ花音
- 混声合唱 クレージュ
- やまのべオカリーナクラブ
- 学校法人仙英学園 ゆりかご幼稚園
- 山辺三曲会 お箏子ども教室
- やまのべハーモニカアンサンブル
- 男声コーラス隊チェリー
- 風わたり
- 山辺町立山辺中学校音楽部
- やまのべ女声合唱団
- シュガーシスターズ



やまのべ
童謡音楽祭



●人のうごき(令和2年3月1日現在) ※ () 内は前月からの増減

人口14,174人(-11)【男6,907人(-8) 女7,267人(-3)】 世帯数4,839(±0) 出生3人 死亡14人 転入21人 転出21人